

## 太宰治生誕110年プロモーション動画制作等業務仕様書

- 1 委託者 太宰治生誕110年誘客促進実行委員会
- 2 業務の名称 太宰治生誕110年プロモーション動画制作等業務
- 3 業務期間 契約日の翌日から平成31年3月8日（金）まで

### 4 業務の目的

来年2019年に迎える太宰治生誕110年を契機とし、太宰ミュージアム (<http://dazai.or.jp/>) への来訪数が少ない、将来の観光を支える若い世代を誘客するため、プロモーション動画を制作・放映し、太宰及び太宰の出身地を含む西北地域（五所川原市、つがる市、鱈ヶ沢町、深浦町、板柳町、鶴田町、中泊町）への興味を掻き立て、誘客につなげる。

- 5 予算額 4,770,000円以内（消費税及び地方消費税含む）

### 6 委託業務

#### （1）太宰治生誕110年プロモーション動画作成

- ①内容については、特に20代を中心とする若年層に関心を持ってもらえる内容で、西北地域（五所川原市、つがる市、鱈ヶ沢町、深浦町、板柳町、鶴田町、中泊町）への来訪意欲を喚起するものであること。
- ②動画の時間は1分～2分、本数は2本～4本とすること。
- ③動画形式はMP4とし、画質はフルHDとすること。
- ④インターネット上での公開、旅行エージェント等に配布することを前提として、動画内で使用する素材の著作権や肖像権に係る調整等について処理すること。
- ⑤動画内に、太宰治生誕110年ロゴマーク（カラー版）を使用すること。
- ⑥作品は、実写・CG・アニメーション等、表現方法を問わない。
- ⑦動画共有サイト等への投稿・再生に最適なサイズ・フォーマットとすること。

#### （2）画像撮影

映像のほか、主要な部分の静止画も撮影し、映像とともに納品すること。

### 7 提出書類

#### （1）業務計画書

本業務の作業を円滑に進めるため、受託者は、契約締結後速やかに委託者と十分な打合せを行い、作業の順序及び方法に関する業務計画書を作成し提出すること。

## (2) 成果品

受託者は委託業務終了後、下記により速やかに業務実施報告書（様式任意）を提出すること。また、委託事業を実施したことが証明できる書類及び写真等を添付すること。

①納品部数 DVD 6部

②納品先 太宰治生誕110年誘客促進実行委員会事務局  
(五所川原市 経済部 観光物産課)

## 8 著作権等の取扱い

### (1) 著作権

著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は、委託者に帰属し、太宰治生誕110年誘客促進実行委員会解散後は実行委員会の構成団体（五所川原市、青森県、五所川原市観光協会、かなぎ元気倶楽部）に帰属する。

### (2) 著作者人格権

受託者は委託者及び委託者が指名する第三者に対して、著作者人格権を行使しないものとする。また、実行委員会解散後は実行委員会の構成団体（五所川原市、青森県、五所川原市観光協会、かなぎ元気倶楽部）及び、実行委員会の構成団体が指名する第三者に対して著作者人格権を行使しないものとする。

### (3) 第三者への使用許諾

第三者への使用許諾は、委託者が適当と認められる場合に限り行い、太宰治生誕110年誘客促進実行委員会解散後は実行委員会の構成団体（五所川原市、青森県、五所川原市観光協会、かなぎ元気倶楽部）が行う。

### (4) 権利関係の処理

①素材に含まれる第三者の著作権、肖像権その他全ての権利についての交渉、処理は受託者が行うこととし、その経費は委託料に含むものとする。

②受託者又は委託者が従前から所有していた写真等を使用する場合も前記のとおりとする。

③報告書等に地図データを使用する場合は、権利が委託者に帰属するように調製すること。

④第三者からの異議申し立て、紛争の提起については、全て受託者の責任と費用負担で対応するものとする。

⑤著作権の取扱いについて、ここに記載のない事項については、委託者と受託者で協議のうえ処理することとする。

## 9 その他留意事項

(1) 受託業務の推進にあたっては、委託者との緊密な連携のもと、迅速かつ効率

的・効果的な遂行を心がけることとする。

- (2) 業務完了までに、委託者による複数回の内容確認及び修正指示の機会を設けること。また、協議内容及び協議結果について記録すること。
- (3) この仕様書に定めのない事項については、必要に応じ委託者と協議のうえ処理するものとする。